

参考資料

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令 (平成十八年内閣府令・総務省令第三号)
参考条文

○ 郵政民営化法 (平成十七年法律第九十七号) (抄)

(届出事項)

第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第九項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(届出事項)

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～七 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 (略)

(命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取)

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第八項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（貸借対照表等の公告等）

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3～7 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3～7 （略）

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十一条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3～6 （略）

改 正 案	改 正 前
<p>(届出事項)</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[一～二十七 略]</p> <p><u>二十八</u> 削除</p> <p>[二十九～三十一 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第五十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[一～二十 略]</p> <p><u>二十一</u> 削除</p> <p>[二十二～二十四 略]</p> <p>4 法第五十三条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p><u>三</u> 削除</p> <p>[四～六 略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第三十五条 [同左]</p> <p>[一～二十七 同左]</p> <p><u>二十八</u> 銀行が法第二十条第一項又は第二項及び法第二十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類（法第二十条第三項及び法第二十一条第三項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について縦覧を開始した場合</p> <p>[二十九～三十一 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一～二十 同左]</p> <p><u>二十一</u> 銀行持株会社が法第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成した書面（法第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、当該銀行持株会社の子会社である銀行において縦覧を開始した場合</p> <p>[二十二～二十四 同左]</p> <p>4 [同左]</p> <p>[一・二 同左]</p> <p><u>三</u> 法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書面（法第二十条第三項及び第二十一条第三項又は第五十二条の二十八第二項及び第五十二条の二十九第二項の規定により作成された電磁的記録を含む。）について、縦覧を開始した場合</p> <p>[四～六 同左]</p> <p>5 [同左]</p>

○ 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)改正案(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
<p>6 銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>〔一・二 略〕 〔号を削る。〕 <u>三</u> 〔略〕 〔号を削る。〕 <u>四</u> 〔略〕 <u>五</u> 〔略〕 〔7～11 略〕</p>	<p>6 〔同左〕</p> <p>〔一・二 同左〕 <u>三</u> 第一項第二十八号に掲げる場合 同号に規定する書面 <u>四</u> 〔同左〕 <u>五</u> 第三項第二十一号に掲げる場合 同号に規定する書面 <u>六</u> 〔同左〕 <u>七</u> 〔同左〕 〔7～11 同左〕</p>

【参考条文】

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（貸借対照表等の公告等）

第二十条 銀行は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「連結貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

3 中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもつて作成することができる。

4～7（略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十一条 銀行は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、事業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3 第一項前段又は前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4～7（略）

【参考条文】

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第五十二条の二十九 銀行持株会社は、事業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行の営業所（無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く。第三項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 前項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類及び事業年度に係る説明書類は、電磁的記録をもつて作成することができる。

3～5 （略）

（所属銀行の説明書類等の縦覧）

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八第一項及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に規定する説明書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所において当該説明書類の内容である情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置として内閣府令で定めるものをとることができる。この場合においては、同項に規定する説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす。

3 （略）

（届出事項）

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～八 （略）

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

5・6 （略）

改 正 案	改 正 前
<p>（届出事項等） 第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～十四 略] 十五 削除</p> <p>[十六～十八 略] [2～6 略]</p>	<p>（届出事項等） 第八十五条 [同左]</p> <p>[一～十四 同左] 十五 保険会社が法百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について、縦覧を開始した場合 [十六～十八 同左] [2～6 同左]</p>
<p>（外国保険会社等の届出事項等） 第百六十六条 法第二百九条第九号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～六の三 略] 六の四 [略] [号を削る。]</p> <p>[七・八 略] [2～5 略]</p>	<p>（外国保険会社等の届出事項等） 第百六十六条 [同左]</p> <p>[一～六の三 同左] 六の三の二 [同左] 六の四 外国保険会社等が法百九十九条で準用する法百十一条第一項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 [七・八 同左] [2～5 同左]</p>
<p>（届出事項） 第二百十条の十四 （略） 2 法第二百七十一条の三十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～七 略] 八 削除</p> <p>[九・十 略] 3 [略]</p>	<p>（届出事項） 第二百十条の十四 [同左] 2 [同左]</p> <p>[一～七 同左] 八 保険持株会社が法第二百七十一条の二十五第一項の規定により作成した書類について、当該保険持株会社の子会社である保険会社において縦覧を開始した場合 [九・十 同左] 3 [同左]</p>
<p>（届出事項等） 第二百十一条の五十五 法第二百七十二条の二十一第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～十一 略] 十二 削除</p> <p>[十三～十五 略] [2～5 略]</p>	<p>（届出事項等） 第二百十一条の五十五 [同左]</p> <p>[一～十一 同左] 十二 少額短期保険業者が法第二百七十二条の十七において準用する法百十一条第一項又は第二項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合 [十三～十五 同左] [2～5 同左]</p>

改 正 案	改 正 前
<p>（届出事項） 第二百十一條の八十六 [略] 2 法第二百七十二條の四十二第二項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 [一～七 略] [号を削る。]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（届出事項） 第二百十一條の八十六 [同左] 2 [同左]</p> <p>[一～七 同左] <u>八 少額短期保険持株会社が法第二百七十二條の四十第一項の規定により作成した書類について、当該少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者において縦覧を開始した場合</u></p> <p>3 [同左]</p>

【参考条文】

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第百十一條 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 保険会社が子会社等を有する場合には、当該保険会社は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、当該保険会社及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3～6 (略)

（届出事項）

第百二十七條 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 (略)

八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 (略)

（業務等に関する規定の準用）

第百九十九條 (略) 第百十一條第一項及び第三項から第六項まで、第百十二條、第百十四條から第百十八條まで並びに第百二十條から第百二十二條までの規定は外国保険会社等について、第百五條の二の規定は外国生命保険会社等について、第百五條の三の規定は外国損害保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、（中略）第百十一條第一項中「事業年度ごとに、業務」とあるのは「日本における事業年度ごとに、日本における業務」と、同項及び同條第四項中「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所その他これらに準ずる場所として内閣府令で定める場所」とあるのは「外国保険会社等の日本における支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所」（中略）と読み替えるものとする。

（外国保険会社等の届出）

第百九條 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～八 (略)

九 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

【参考条文】

○ 保険業法（平成七年法律第五号）（抄）

（保険持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二百七十一条の二十五 保険持株会社は、事業年度ごとに、当該保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該保険持株会社の子会社である保険会社の本店及び支店その他これに準ずる場所として内閣府令で定める場所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2～5 （略）

（届出事項）

第二百七十一条の三十二 （略）

一～七 （略）

2 保険持株会社（保険持株会社であった会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類）

第二百七十二條の十七 第百一十條第一項及び第三項から第六項までの規定は少額短期保険業者について、同条第二項の規定は特定少額短期保険業者が子会社等を有する場合について、それぞれ準用する。

（届出事項）

第二百七十二條の二十一 少額短期保険業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～五 （略）

六 その他内閣府令（金融破綻（たん）処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（経理、監督等に関する規定の準用）

第二百七十二條の四十 第二百七十一條の二十三の規定は少額短期保険持株会社の事業年度について、第二百七十一條の二十四の規定は少額短期保険持株会社及びその子会社その他の当該少額短期保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条において「子会社等」という。）の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書について、第二百七十一條の二十五第一項から第四項までの規定は少額短期保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該少額短期保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類について、同条第五項の規定は少額短期保険持株会社について、第二百七十一條の二十六の規定は少額短期保険持株会社の事業報告及び附属明細書の記載事項について、それぞれ準用する。

2 （略）

（届出事項）

第二百七十二條の四十二 （略）

一～八 （略）

2 少額短期保険持株会社（少額短期保険持株会社であった会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 （略）

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 （略）